

# 業務改善助成金のご案内

厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の皆様が、生産性向上を図り、事業場内の最低賃金の引上げを支援するため、業務改善助成金を本年度も用意しております。詳しくは「<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2c94412h-00001-11.html>」を参照してください。

※業務改善助成金に対する問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（電話 〇一〇二〇一三六六―四四〇）申請先は静岡労働局雇用環境・均等室

## 令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金 (通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金 (事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資 (機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練) などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ

+

設備投資等

➡

設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!

業務改善助成金 検索



### 概要

※申請期限: 令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの条件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金90円未満】※2 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10 (※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上 (※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	以下の2つの条件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金90円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5 (※3)
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	以下の2つの条件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金90円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5 (※3)
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	以下の2つの条件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金90円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5 (※3)
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上 (※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上乗額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。  
①賃金要件: 事業場内最低賃金90円未満の事業場  
②生産性要件: 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月と比べて、30%以上減少している事業場  
(※2) 対象は地域別最低賃金90円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が90円未満の事業場です。(令和4年4月現在)  
(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## ◆ 令和4年度も引き続き特例コースを実施します。

(申請期限: 令和4年7月29日(金)まで)

### 「業務改善助成金特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金 (事業場で最も低い賃金) を30円以上引き上げ<sup>※</sup>、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

※ 賃金引き上げ額が0円に満たない場合でも、申請時まで経過して追加の引き上げを行い、当該賃金が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

#### ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費 (= 関連する経費) についても助成対象として拡充されます。

#### 対象となる事業者 (事業場)

以下の条件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等」を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3ヶ月間の平均値が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月未までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること (引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。)

#### 支給要件

以下の条件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により<sup>※</sup>、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること  
※ 就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと  
※ 生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費 (関連する経費) がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

#### 助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

#### 助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備 <sup>※</sup> 、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※ PC、スマホ、タブレットの新規購入、業務用自転車なども対象
B 関連する経費 <sup>※</sup>	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※ 「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます